

令和2年5月27日 開会

令和2年5月 日 閉会

## 令和2年第2回江差町議会臨時会 議案

署名議員

署名議員



## 承認第1号

江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること  
について

江差町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月27日提出

江差町長 照 井 誉之介

### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、江差町税条例等の一部を改正する条例を専決処分した  
ことについて、議会の承認を求める必要があるため。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、江差町税条例等の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

江差町長 照 井 誉之介

## 江差町税条例等の一部を改正する条例

### (江差町税条例の一部改正)

第1条 江差町税条例(昭和25年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に、「者が」を「者の」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に、「それぞれの者」を「それぞれその者」に改める。

第36条の2第1項ただし書き中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に新ためる。

第36条の3の2見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第6項中「によつて」を「により」に、「第49条の2に規定する者」を「第49条の3に規定するもの」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) 土地にあつては、その所在及び地番
- (4) 家屋にあつては、その所在及び家屋番号
- (5) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によつて」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「おいては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこ1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販

売業者等が、同条第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「第101条第2項」を「第101条第2項、」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に、「1パーセント割合」を「1パーセントの割合」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に、「当該町民税」を「当該町民税に」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改め、「町長が認めるときを含む。」の次に「次項において同じ。」を加える。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項

とし、同条第9項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第19項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条20項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条21項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条23項を削り、同条24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第22項とし、同条25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第23項とし、同条26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2第27項を同条第26項とする。

附則第10条の4第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改め、同条第2項中「平成31年度分及び平成32年度分」を「令和元年度分及び令和2年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32

年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「平成31年10月1日から平成32年9月30日まで」を「令和元年10月1日から令和2年9月30日まで」に改める。

附則第16条第2項から第4項までの規定中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第22条第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

## 第2条 江差町税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によつて」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」

に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号ホ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、「市町村」を「町」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第36項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第22項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「ににおいて」を「において」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中

「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

(江差町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第3条 江差町税条例等の一部を改正する条例(平成31年条例第9号)の一部を次のように改正する。**

第3条のうち、町税条例第24条第1項第2号の改正規定を削り、同条例附則第16条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条3号中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 削除

附則第1条第5号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削り、「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条第1項中「32年新条例」を「2年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項及び第3項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第4条を次のように改める

#### 第4条 削除

附則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第7条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中町税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中町税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中町税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中町税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の町税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令

和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。
- 4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定中法人の町民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の町民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の町民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用

し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（次号及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

（江差町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 江差町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（江差町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第9条 江差町税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(江差町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 江差町税条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(江差町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 江差町税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。



## 承認第2号

令和2年度江差町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を  
求めることについて

令和2年度江差町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22  
年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、  
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月27日提出

江差町長 照 井 誉之介

### 提案理由

江差町新型コロナウイルス感染拡大防止協力金事業に係る経費を専決処分したこ  
とについて、議会の承認を求める必要があるため。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和2年4月23日専決  
江差町長 照井 誉之介

### 令和2年度江差町一般会計補正予算（第2号）

令和2年度江差町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ13,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,342,048千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
商工費	商工業振興費	江差町新型コロナウイルス感染拡大防止協力金事業	13,600					13,600	
計			13,600					13,600	

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰越金		23,080	13,600	36,680
	1 繰越金	23,080	13,600	36,680
歳入合計		5,328,448	13,600	5,342,048

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		217,942	13,600	231,542
	1 商 工 費	217,942	13,600	231,542
歳 出	合 計	5,328,448	13,600	5,342,048

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
18 繰越金	23,080	13,600	36,680
歳入合計	5,328,448	13,600	5,342,048

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
7商工費	217,942	13,600	231,542				13,600
歳出合計	5,328,448	13,600	5,342,048	0	0	0	13,600

## (2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
18 繰越金	23,080	13,600	36,680
1 繰越金	23,080	13,600	36,680
1 繰越金	23,080	13,600	36,680
歳入合計	5,328,448	13,600	5,342,048

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 前 年 度 繰 越 金	13,600	前年度繰越金

## (3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
7 商工費	217,942	13,600	231,542				13,600
1 商工費	217,942	13,600	231,542				13,600
2 商工業振興費	87,998	13,600	101,598				13,600
歳出合計	5,328,448	13,600	5,342,048	0	0	0	13,600

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
7 報	償 費	13,600	江差町新型コロナウイルス感染拡大防止協力金



### 承認第3号

令和2年度江差町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を  
求めることについて

令和2年度江差町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22  
年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、  
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月27日提出

江差町長 照 井 誉之介

#### 提案理由

特別定額給付金事業及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る経費を専  
決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和2年5月1日専決

江差町長 照 井 誉 之 介

### 令和2年度江差町一般会計補正予算（第3号）

令和2年度江差町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ763,737千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,105,785千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
民生費	社会福祉総務費	特別定額給付金給付事業(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策)	755,073	755,073					
民生費	児童福祉総務費	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策)	8,664	8,664					
計			763,737	763,737					

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13国庫支出金		505,065	763,737	1,268,802
	2国庫補助金	149,092	763,737	912,829
歳入合計		5,342,048	763,737	6,105,785

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3民 生 費		1, 440, 789	763, 737	2, 204, 526
	1社 会 福 祉 費	1, 155, 383	755, 073	1, 910, 456
	2児 童 福 祉 費	285, 406	8, 664	294, 070
歳 出	合 計	5, 342, 048	763, 737	6, 105, 785

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	505,065	763,737	1,268,802
歳入合計	5,342,048	763,737	6,105,785

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3民生費	1,440,789	763,737	2,204,526	763,737			
歳出合計	5,342,048	763,737	6,105,785	763,737	0	0	0

## (2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
13 国庫支出金	505,065	763,737	1,268,802
2 国庫補助金	149,092	763,737	912,829
2 民生費国庫補助金	6,197	763,737	769,934
歳入合計	5,342,048	763,737	6,105,785

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	社会福祉費補助金	755,073	特別定額給付金給付事業費補助金 743,000 特別定額給付金給付事務費補助金 12,073
2	児童福祉費補助金	8,664	子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金 7,130 子育て世帯への臨時特別給付金事務費補助金 1,534

## (3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 民生費	1,440,789	763,737	2,204,526	763,737			
1 社会福祉費	1,155,383	755,073	1,910,456	755,073			
1 社会福祉総務費	119,436	755,073	874,509	755,073			
2 児童福祉費	285,406	8,664	294,070	8,664			
1 児童福祉総務費	156,699	8,664	165,363	8,664			
歳出合計	5,342,048	763,737	6,105,785	763,737	0	0	0

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
2	給料	3,012	会計年度任用職員
3	職員手当等	1,310	時間外勤務手当（一般職） 990 時間外勤務手当（会計年度任用職員） 120 管理職特別勤務手当 200
4	共済費	460	共済組合負担金（会計年度任用職員）
10	需用費	1,306	消耗品費 752 印刷製本費 554
11	役務費	3,705	通信運搬費 郵便料・送料 1,996 手数料 口座振込等 1,709
12	委託料	1,217	システム導入等委託
13	使用料及び賃借料	1,063	コピー機等リース
18	負担金補助及び交付金	743,000	特別定額給付金
2	給料	302	会計年度任用職員
3	職員手当等	150	時間外勤務手当（一般職）
4	共済費	48	社会保険料（会計年度任用職員）
10	需用費	291	消耗品費 191 印刷製本費 100
11	役務費	226	通信運搬費 郵便料・送料 126 手数料 口座振込等 100
12	委託料	517	システム改修委託
18	負担金補助及び交付金	7,130	子育て世帯への臨時特別給付金



## 議案第 1 号

江差町税条例等の一部を改正する条例について

江差町税条例等の一部を、次のように改正するものとする。

令和 2 年 5 月 2 7 日提出

江差町長 照 井 誉之介

### 提案理由

地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、一定の要件に該当する中小事業者に対する固定資産税の軽減、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長、町税の徴収猶予制度の特例等の措置が講じられたことを踏まえ、所要の整備を行うため、江差町税条例等の一部を改正するもの。

## 江差町税条例等の一部を改正する条例

(江差町税条例の一部改正)

第1条 江差町税条例(昭和25年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の下に「、第61条又は第62条」を、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」の下に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する町の条例で定める割合は0とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

第2条 江差町税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第27項中「法附則第62条」を「法附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し令和2年4月30日より適用する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。



## 議案第2号

江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和2年5月27日提出

江差町長 照 井 誉之介

### 提案理由

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等の傷病手当金の支給に係る申請書の受付に関する規定を整備するため、江差町後期高齢者医療に関する条例を改正するもの。

## 江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

江差町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第11号）の一部を、次のように改正する。

第2条第8号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 議案第3号

江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

江差町国民健康保険条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和2年5月27日提出

江差町長 照 井 誉之介

#### 提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例等に関する規定を整備するため、江差町国民健康保険条例を改正するもの。

## 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例

江差町国民健康保険条例（昭和33年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 3 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 4 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 5 傷病手当金の支給期間はその支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。  
（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）
- 6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 7 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全部を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 8 前項の規定によりこの町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。



## 議案第4号

令和2年度江差町一般会計補正予算（第4号）について

令和2年度江差町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ70,343千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,176,128千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月27日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和2年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加・減額をする必要が生じたことによる。

令和2年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	職員人件費(一般管理費分)	1,500	500				1,000	②
総務費	一般管理費	庁舎等感染予防対策	1,204	900				304	⑤
衛生費	予防費								
総務費	文書広報費	情報周知・発信強化	3,730	3,500				230	③
総務費	企画費	テレビ会議システム整備	588	500				88	⑨
総務費	企画費	健康づくりとICTひとつづくり推進	3,000	2,700				300	⑪
総務費	企画費	困りごと支援相談員配置	548	400				148	⑩
総務費	企画費	職員一時退避場所環境整備	319	200				119	④
民生費	障害者福祉費	障害者世帯支援金給付	420	300				120	⑰
民生費	障害者福祉費	感染予防必要物品支援(障害者対策用)	585	500				85	⑦
民生費	児童福祉総務費	水堀学童保育所運営費補助	539	500				39	⑮
民生費	児童福祉総務費	ひとり親世帯支援金給付	1,120	1,000				120	⑯
衛生費	予防費	健診等感染予防対策	1,105	800				305	⑥
農林水産業費	水産業振興費	漁業者経営維持化安定対策	4,615	4,600				15	⑭
商工費	商工業振興費	事業継続支援緊急給付	44,000	44,000					⑫
商工費	商工業振興費	生産者等応援消費拡大	2,216	2,000				216	⑱
商工費	商工業振興費	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業	0	13,600				▲ 13,600	財源更正 ⑬

※備考欄の丸数字は全員協議会資料「新型コロナウイルス感染症拡大防止及び経済支援に係る江差町の対策」一覧の番号となっています。

令和2年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
消防費	災害対策費	防災備蓄品整備	3,191	2,336				855	①
教育費	図書館費	町立図書館蔵書消毒機導入	1,276	1,200				76	⑧
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業 計			69,956	79,536				▲ 9,580	
民生費	児童福祉総務費	児童手当システム改修(マイナンバー情報連携体制整備)	387	257				130	
計			70,343	79,793				▲ 9,450	

※備考欄の丸数字は全員協議会資料「新型コロナウイルス感染症拡大防止及び経済支援に係る江差町の対策」一覧の番号となっています。

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13国庫支出金		1,268,802	79,793	1,348,595
	2国庫補助金	912,829	79,793	992,622
18繰越金		36,680	△9,450	27,230
	1繰越金	36,680	△9,450	27,230
歳入合計		6,105,785	70,343	6,176,128

## 歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,011,114	9,789	1,020,903
	1 総務管理費	958,696	9,789	968,485
3 民生費		2,204,526	3,051	2,207,577
	1 社会福祉費	1,910,456	1,005	1,911,461
	2 児童福祉費	294,070	2,046	296,116
4 衛生費		431,853	2,205	434,058
	1 保健衛生費	431,853	2,205	434,058
6 農林水産業費		247,959	4,615	252,574
	3 水産業費	28,108	4,615	32,723
7 商工費		231,542	46,216	277,758
	1 商工費	231,542	46,216	277,758
9 消防費		238,388	3,191	241,579
	1 消防費	238,388	3,191	241,579
10 教育費		468,309	1,276	469,585
	5 社会教育費	89,899	1,276	91,175
歳 出 合 計		6,105,785	70,343	6,176,128

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	1,268,802	79,793	1,348,595
18 繰越金	36,680	△9,450	27,230
歳入合計	6,105,785	70,343	6,176,128

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,011,114	9,789	1,020,903	7,900			1,889
3民生費	2,204,526	3,051	2,207,577	2,557			494
4衛生費	431,853	2,205	434,058	1,600			605
6農林水産業費	247,959	4,615	252,574	4,600			15
7商工費	231,542	46,216	277,758	59,600			△13,384
9消防費	238,388	3,191	241,579	2,336			855
10教育費	468,309	1,276	469,585	1,200			76
歳出合計	6,105,785	70,343	6,176,128	79,793	0	0	△9,450

## (2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	1,268,802	79,793	1,348,595
2 国庫補助金	912,829	79,793	992,622
1 総務費国庫補助金	11,064	7,900	18,964
2 民生費国庫補助金	769,934	2,557	772,491
3 衛生費国庫補助金	110	1,600	1,710
4 農林水産業費国庫補助金	22,536	4,600	27,136
6 教育費国庫補助金	800	1,200	2,000
7 消防費国庫補助金	0	2,336	2,336
8 商工費国庫補助金	0	59,600	59,600
18 繰越金	36,680	△9,450	27,230
1 繰越金	36,680	△9,450	27,230
1 繰越金	36,680	△9,450	27,230
歳入合計	6,105,785	70,343	6,176,128

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
3 総務管理費補助金	7,900	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 職員人件費（一般管理費分） 500 庁舎等感染予防対策 100 情報周知・発信強化 3,500 テレビ会議システム整備 500 健康づくりとICTひとづくり推進 2,700 困りごと支援相談員配置 400 職員一時退避場所環境整備 200
1 社会福祉費補助金	800	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 障害者世帯支援金給付 300 感染予防必要物品支援（障害者対策用） 500
2 児童福祉費補助金	1,757	子ども・子育て支援事業費補助金（マイナンバー 情報連携体制整備事業） 257 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 水堀学童保育所運営費補助 500 ひとり親世帯支援金給付 1,000
1 保健衛生費補助金	1,600	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 庁舎等感染予防対策 800 健診等感染予防対策 800
2 水産業費補助金	4,600	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 漁業者経営維持化安定対策
3 社会教育費補助金	1,200	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 町立図書館蔵書消毒機導入
1 消防費補助金	2,336	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 防災備蓄品整備
1 商工費国庫補助金	59,600	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 事業継続支援緊急給付 44,000 生産者等応援消費拡大 2,000 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業 13,600
1 前年度繰越金	△9,450	前年度繰越金

## (3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,011,114	9,789	1,020,903	7,900			1,889
1 総務管理費	958,696	9,789	968,485	7,900			1,889
1 一般管理費	643,630	1,604	645,234	600			1,004
2 文書広報費	7,959	3,730	11,689	3,500			230
6 企画費	186,942	4,455	191,397	3,800			655
3 民生費	2,204,526	3,051	2,207,577	2,557			494
1 社会福祉費	1,910,456	1,005	1,911,461	800			205
5 障害者福祉費	565,430	1,005	566,435	800			205
2 児童福祉費	294,070	2,046	296,116	1,757			289

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
3	職員手当等	1,500	時間外勤務手当 管理職特別勤務手当 1,350 150
10	需用費	104	消耗品費
10	需用費	154	印刷製本費
12	委託料	2,365	チラシ等配布委託 LINEシステム開発委託 2,145 220
13	使用料及び賃借料	922	LINEシステム使用料
17	備品購入費	289	デジタルサイネージ
2	給料	348	困りごと支援相談員
7	報償費	350	インストラクター謝礼 ウォーキング教室謝礼 250 100
8	旅費	266	インストラクター旅費 ウォーキング教室指導者旅費 206 60
10	需用費	1,204	消耗品費 燃料費 光熱水費 940 64 200
11	役務費	55	手数料 クリーニング
13	使用料及び賃借料	638	テレビ会議システム使用料 携帯電話使用料 588 50
17	備品購入費	1,594	体組成計 コードレスバイク リモート設備 867 576 151
10	需用費	540	消耗品費
11	役務費	65	通信運搬費 郵便料・送料 手数料 振込手数料 60 5
18	負担金補助及び交付金	400	障害者世帯支援給付金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国道支出金	地方債	その他	
	1 児童福祉総務費		165,363	2,046	167,409	1,757			289
4	衛生費		431,853	2,205	434,058	1,600			605
	1 保健衛生費		431,853	2,205	434,058	1,600			605
	2 予防費		54,728	2,205	56,933	1,600			605
6	農林水産業費		247,959	4,615	252,574	4,600			15
	3 水産業費		28,108	4,615	32,723	4,600			15
	2 水産業振興費		17,206	4,615	21,821	4,600			15
7	商工費		231,542	46,216	277,758	59,600			△13,384
	1 商工費		231,542	46,216	277,758	59,600			△13,384
	2 商工業振興費		101,598	46,216	147,814	59,600			△13,384
9	消防費		238,388	3,191	241,579	2,336			855
	1 消防費		238,388	3,191	241,579	2,336			855
	4 災害対策費		10,265	3,191	13,456	2,336			855

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
11	役 務 費	20	通信運搬費 郵便料・送料
12	委 託 料	387	児童手当システム改修委託 (マイナンバー情報連携体制整備)
18	負担金補助及び交付金	1,639	ひとり親世帯支援給付金 1,100 水堀学童保育所運営費補助 539
10	需 用 費	1,199	消耗品費
11	役 務 費	8	通信運搬費 郵便料・送料
17	備 品 購 入 費	998	身長・体重計 207 診察台 55 パーテーション 736
18	負担金補助及び交付金	4,615	漁業者経営維持化安定対策補助
2	給 料	877	応援消費拡大支援員
3	職 員 手 当 等	154	時間外勤務手当(会計年度) 16 期末手当(会計年度) 138
4	共 済 費	169	社会保険料 160 非常勤職員公務災害補償保険 2 雇用保険料 7
10	需 用 費	100	消耗品費 70 燃料費 30
17	備 品 購 入 費	116	パソコン
18	負担金補助及び交付金	44,800	事業継続支援緊急給付金 44,000 生産者等応援消費拡大事業補助 800
10	需 用 費	1,728	消耗品費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
10 教育費	468,309	1,276	469,585	1,200			76
5 社会教育費	89,899	1,276	91,175	1,200			76
2 図書館費	7,011	1,276	8,287	1,200			76
歳出合計	6,105,785	70,343	6,176,128	79,793	0	0	△9,450

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
17	備品購入費	1,463	クイックパーテーション 消毒用噴霧器 1,342 121
17	備品購入費	1,276	蔵書消毒機

## (4) 給与費明細書

## 1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	長 等	3		20,976	7,866 4.50		291	7,892	37,025	5,865	42,890
	議 員	12	26,436		5,728 2.60				32,164	9,356	41,520
	その他の特 別 職 職	337	18,112						18,112		18,112
	計	352	44,548	20,976	13,594		291	7,892	87,301	15,221	102,522
補正額	長 等										
	議 員										
	その他の特 別 職 職										
	計										
補正後	長 等	3		20,976	7,866 4.50		291	7,892	37,025	5,865	42,890
	議 員	12	26,436		5,728				32,164	9,356	41,520
	その他の特 別 職 職	337	18,112						18,112		18,112
	計	352	44,548	20,976	13,594		291	7,892	87,301	15,221	102,522

## 2. 一般職

## (1) 総括

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	95		325,722	257,055	582,777	108,887	691,664	
補正額				1,500	1,500		1,500	
補正後	95		325,722	258,555	584,277	108,887	693,164	

職員 手当 の内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前	10,029	7,214	75,739	56,160	10,867	23,922	2,287	6,408
補正額							1,350			
補正後	10,029	7,214	75,739	56,160	10,867	25,272	2,287	6,408	6,500	
区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考					
補正前				57,929						
補正額				150						
補正後				150						

## イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	80	40,481	81,723	14,206	136,410	22,068	158,478	
補正額	2		1,225	154	1,379		1,379	
補正後	82	40,481	82,948	14,360	137,789	22,068	159,857	

職員 手当 の内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前				9,072			4,633	501
補正額				138			16			
補正後				9,210			4,649	501		
区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考					
補正前										
補正額										
補正後										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増減分			
		その他の分			
職 員 手 当	1,500	制度改正に伴う増減分			
		その他の分	1,500	新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金事業 時間外手当1,350 管理職特別勤務手当150	



議案第5号

令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和2年5月27日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和2年度江差町公共下水道事業特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

第 1 表 債務負担行為補正

(追 加)

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
江差町公共下水道江差・上ノ国 下水道管理センター他の建設工 事委託に関する協定	令和3年度	131,900

(1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託に関する協定	131,900			令和3	131,900	68,885	37,300	25,715	0



## 議案第6号

### 江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、平成28年3月11日議決の江差町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和2年5月27日提出

江差町長 照井 誉之介

#### 提案理由

令和2年度予算において、「下水道管理センター長寿命化改修」「江差小学校屋上防水改修」及び「町有施設PCB処理業務」の実施について、江差町過疎地域自立促進市町村計画に追加登載し、過疎債を活用するため。

江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

江差町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～令和2年度）を次のとおり変更する。

【区 分】3 生活環境の整備

(3) 計 画

事業名	事業内容	事業主体	備考
(2) 下水道処理施設 公共下水道	下水道管理センター長寿命化改修	町	

\_\_\_\_\_部分を加える。

【区 分】7 教育の振興

(3) 計 画

事業名	事業内容	事業主体	備考
(1) 学校教育関連施設 校 舎	江差小学校屋上防水改修	町	

\_\_\_\_\_部分を加える。

【区 分】10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(3) 計 画

事業名	事業内容	事業主体	備考
	町有施設PCB廃棄物処理業務	町	

(3) 計画を加える。

